

職業紹介事業実態調査調査票（案）
（職業紹介事業者用）

平成17年 月
厚生労働省

調査にあたって

- 1 この調査は職業紹介事業の実態を把握するためのものであり、統計以外の目的に使用したり、事業所にかかる秘密を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを御記入いただきますようお願いいたします。

なお、御記入はできる限り職業紹介責任者の方をお願いいたします。

- 2 それぞれの項目について、該当する選択肢の番号を○で囲むか、必要な数値を記入してください。

なお、選択肢は特に断わりのない場合は、1つに○を付けてください。

また、〔 〕内は文章の記入欄となります。できるだけ具体的に記入してください。

- 3 記入が終わりましたら、同封の封筒（切手不要）で、平成17年 月 日（ ）までに御返送ください。

- 4 調査について御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

（連絡先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

TEL 03-5253-1111

〔用語の定義〕

常用労働者：次の①から③までのいずれかに該当する労働者です。

① 期間の定めなく雇用されている者

② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が事実上反復継続されて①と同等と認められている者。すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

③ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

問1 貴事業所の属性についてお答えください。

(1) 貴事業所の所在地

- | | | | | |
|--------|---------|---------|--------|---------|
| 1 北海道 | 11 埼玉県 | 21 岐阜県 | 31 鳥取県 | 41 佐賀県 |
| 2 青森県 | 12 千葉県 | 22 静岡県 | 32 島根県 | 42 長崎県 |
| 3 岩手県 | 13 東京都 | 23 愛知県 | 33 岡山県 | 43 熊本県 |
| 4 宮城県 | 14 神奈川県 | 24 三重県 | 34 広島県 | 44 大分県 |
| 5 秋田県 | 15 新潟県 | 25 滋賀県 | 35 山口県 | 45 宮崎県 |
| 6 山形県 | 16 富山県 | 26 京都府 | 36 徳島県 | 46 鹿児島県 |
| 7 福島県 | 17 石川県 | 27 大阪府 | 37 香川県 | 47 沖縄県 |
| 8 茨城県 | 18 福井県 | 28 兵庫県 | 38 愛媛県 | |
| 9 栃木県 | 19 山梨県 | 29 奈良県 | 39 高知県 | |
| 10 群馬県 | 20 長野県 | 30 和歌山県 | 40 福岡県 | |

(2) 平成17年9月1日現在の労働者数

(ア) 貴事業所 人

うち職業紹介業務の従事者 人

うちコンサルタント等
求職者との相談業務の従事者 人

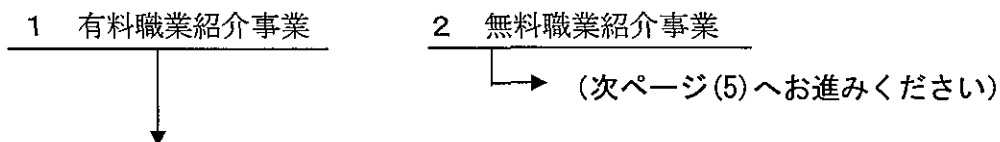
(イ) 貴社全体の常用労働者 人

(3) 貴社の事業形態

- 1 株式会社
- 2 有限会社
- 3 個人事業所
- 4 職業訓練法人
- 5 その他の法人

(4) 貴事業所の職業紹介事業種類

(ア) 事業の種類



(イ) 有料職業紹介の形態 (あてはまるものすべてに○)

- 1 登録型 (登録している求職者と求人企業の職業紹介を行うもの)
- 2 サーチ型 (いわゆるスカウト型の職業紹介を行うもの)
- 3 アウトプレースメント型 (教育訓練、相談、助言等の再就職に必要な援助を行うもの)

(5) 貴事業所の当初許可年月

1 昭和 年 月
2 平成 年 月

(6) 貴事業所の事業分野（あてはまるものすべてに○）

- 1 職業紹介事業のみ
- 2 労働者派遣事業
- 3 教育訓練事業
- 4 求人・求職情報提供事業
- 5 請負事業
- 6 その他〔具体的に 〕

(7) 貴事業所の平成16年度の手数料等の収入額

(ア) 職業紹介事業に係る

全手数料収入 約 億 万円

(イ) その他の収入

① 労働者派遣事業 約 億 万円

② 教育訓練事業 約 億 万円

③ 求人・求職情報提供事業 約 億 万円

④ 請負事業 約 億 万円

(ウ) 事業所の全収入 約 億 万円

うち、アウトプレースメント事業による収入

約 億 万円

問2 職業紹介の実績についてお答えください。

(1) 貴事業所の取扱職業

- 1 ホワイトカラー系職業が中心
- 2 家政婦、調理士等の非ホワイトカラー系の伝統的職業が中心

(2) 平成16年度、貴事業所における取扱職業別の求人数、求職者数、紹介件数及び就職件数

取扱職業別	求人数 (注1)	求職者数 (注2)	紹介件数 (注3)	就職件数 (注3)	うち、期間の定めのない者、又は雇用期間が1年以上の者についての就職件数
家政婦	件	人	件	件	件
配せん人	件	人	件	件	件
マネキン	件	人	件	件	件
調理士	件	人	件	件	件
モデル	件	人	件	件	件
芸能家	件	人	件	件	件
専門的・技術的職業	件	人	件	件	件
管理的職業	件	人	件	件	件
事務的職業	件	人	件	件	件
販売の職業	件	人	件	件	件
サービスの職業	件	人	件	件	件
その他の職業 []	件	人	件	件	件
合 計	件	人	件	件	件

(注1)…平成16年度に新規に受理した常用求人数（雇用期間が4ヵ月以上のもの）

(注2)…平成16年度に新規に受理した求職者数

(注3)…常用就職（雇用期間が4ヵ月以上のもの）についての件数

(3) 貴事業所を利用する求人企業の規模（最も多いもの1つに○）

1 1～29人 2 30～99人 3 100～499人 4 500人以上

(4) 貴事業所の求職者の状況

(ア) 貴事業所における求職者（平成17年9月1日現在）

	29歳以下	30～44歳	45～54歳	55～59歳	60歳以上	合 計
男性	人	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

(イ) 貴事業所における求職者のうち在職者の割合

--	--	--

 %

問3 手数料制度についてお答えください。(無料職業紹介事業者の方は問4へお進みください。)

(1) 貴事業所における手数料制度

1 届出制手数料を採用している

2 上限制手数料を採用している

(2) 求職者からの手数料徴収

(ア) 求職者手数料を
徴収している対象

(あてはまるものすべてに○)

(イ) (徴収している場合)

求職者から徴収する紹介手数料の
平均額及び平均手数料率

	(就職者1人平均 徴収手数料額)	(平均手数料率) (6ヵ月分の賃金に占める割合に換算して)							
1 芸能家	→ <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円						→ <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> %		
2 モデル	→ <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円						→ <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> %		
3 科学技術者	→ <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円						→ <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> %		
4 経営管理者	→ <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円						→ <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> %		
5 熟練技能者	→ <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 円						→ <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> %		
6 徴収していない	→ ()へお進みください								

(ウ) 求職者から紹介手数料を徴収する時期

1 採用が決まった際に一括して徴収

2 採用後に一括して徴収 (

--	--

 カ月経過時点で徴収)

3 求人者から求職者に給与の支払いがある都度、分割して徴収 (

--	--

 カ月間徴収)

4 その他 [具体的に]

(エ) 求職者から紹介手数料を徴収することによりどのようなメリットがあると思いますか (あてはまるものすべてに○)

1 積極的に求人開拓をすることができる

2 求人者の負担が減るため求人件数が増加する

3 あまりメリットはない

4 その他 []

(オ) 手数料を徴収できる求職者の範囲

- 1 現行より拡大すべき
- 2 現行のままでよい
- 3 現行より制限すべき → ((3)へお進みください)

((オ)で「1 現行より拡大すべき」とお答えの方に)

(カ) どの範囲まで拡大すべきか (あてはまるものすべてに○)

- 1 科学技術者、経営管理者及び熟練技能者についての年収要件を緩和すべき
- 2 科学技術者、経営管理者及び熟練技能者についての年収要件を撤廃すべき
- 3 徴収できる職業を拡大すべき
- 4 すべての求職者から徴収できるようにすべき
- 5 その他〔具体的に _____ 〕

((オ)で「2 現行のままでよい」とお答えの方に)

(キ) 現行のままでよいとする理由 (あてはまるものすべてに○)

- 1 今でもとっていないから
- 2 求職者からとるべきではないから
- 3 手数料を払える人しか紹介できなくなるから
- 4 現行の範囲が適切だと考えるから
- 5 求職者と求人者のどちらを向いてサービスすればよいかわからなくなるから
- 6 その他〔具体的に _____ 〕

(3) 求人企業からの手数料徴収

(ア) ホワイトカラー系の職業

① 求人企業から手数料を

徴収している職業

(あてはまるものすべてに○)

② (徴収している場合)

求人企業から徴収する紹介手数料の
平均額及び平均手数料率

	(就職者1人平均徴収手数料額)	(平均手数料率)
1 専門的・ 技術的職業	→ 円	→ 年収の . %
2 管理的職業	→ 円	→ 年収の . %
3 事務的職業	→ 円	→ 年収の . %

- 4 ホワイトカラー系職業を取り扱っていない → ((イ)へお進みください)

(イ) 伝統的職業

① 求人企業から手数料を
徴収している職業
(あてはまるものすべてに○)

② (徴収している場合)
求人企業から徴収する紹介手数料の
平均手数料率

(平均手数料率)

- | | | | | | | |
|---------------------------------|---|-------------|----------------------|---|----------------------|---|
| 1 家政婦 | → | 1 ヶ月あたり、賃金の | <input type="text"/> | . | <input type="text"/> | % |
| 2 配せん人 | → | 1 ヶ月あたり、賃金の | <input type="text"/> | . | <input type="text"/> | % |
| 3 マネキン | → | 1 ヶ月あたり、賃金の | <input type="text"/> | . | <input type="text"/> | % |
| 4 調理士 | → | 1 ヶ月あたり、賃金の | <input type="text"/> | . | <input type="text"/> | % |
| 5 モデル | → | 1 ヶ月あたり、賃金の | <input type="text"/> | . | <input type="text"/> | % |
| 6 芸能家 | → | 1 ヶ月あたり、賃金の | <input type="text"/> | . | <input type="text"/> | % |
| 7 販売の職業 | → | 1 ヶ月あたり、賃金の | <input type="text"/> | . | <input type="text"/> | % |
| 8 サービスの職業 | → | 1 ヶ月あたり、賃金の | <input type="text"/> | . | <input type="text"/> | % |
| 9 伝統的職業を取り扱っていない → (問4へお進みください) | | | | | | |

問4 職業紹介責任者についてお答えください。

(1) 現状の職業紹介責任者数 (平成17年9月1日現在)

人

(2) 職業紹介責任者にはどのような方が選任されていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 貴事業所の長 | 3 職業紹介部門の従事者 (2を除く) |
| 2 職業紹介部門の長 | 4 その他 [具体的に] |
-

(3) 職業紹介事業を行っている者の行う業務（それぞれ主に行っている者1つに○）

	職業紹介責任者	職業紹介責任者 以外の職業紹介 事業の担当者
(ア) 求人者から申出を受けた 苦情の処理	1	2
(イ) 求職者から申出を受けた 苦情の処理	1	2
(ウ) 求人者の情報の管理	1	2
(エ) 求職者の個人情報の管理	1	2
(オ) 求人の申し込みの受理	1	2
(カ) 求職の申し込みの受理	1	2
(キ) 求人者に対する助言及び 指導	1	2
(ク) 求職者に対する助言及び 指導	1	2
(ケ) 職業安定機関との連絡調 整	1	2

(4) 職業紹介責任者に対する講習制度 (あてはまるものすべてに○)

- 1 現状でよい
- 2 講習の開催回数を増やしてほしい
- 3 講習内容をもっと実践的なものにしてほしい
- 4 もう少しこまめに講習をすべきである
- 5 一度受講したならばしくは受講しないですむようにしてほしい
- 6 1回の講習の時間を長くしてほしい
- 7 1回の講習の時間を減らしてほしい
- 8 その他〔具体的に

問5 業務処理の状況についてお答えください。

(1) 取扱業務の範囲の限定を行っていますか。

- 1 行っている 2 行っていない

(2) マッチングが困難と思われる求人・求職の申し込みへの対応

- 1 対応が困難である理由を説明し、受理しない場合がある
- 2 受理した上で、対応が困難であることを説明している
- 3 受理はするが、事実上、特にその後は対応をしていない

- 1 通常文書のみで行なっている
- 2 通常文書で行い、求職者から希望があれば電子メールを利用することもある
- 3 通常口頭で行なっている
- 4 決まっていない（場合による）

	適切に 処理している	適切に処理できない 場合もある	ほとんど留意 していない
① 個人情報適正管理規程の作成	1	2	3
② 個人情報の収集・保管及び使用	1	2	3
③ 個人情報を取り扱う職員の範囲	1	2	3
④ 秘密の保持	1	2	3

- 1 現状でよい
- 2 申請書類を簡素化してほしい
- 3 手続きに係る期間を短縮してほしい
- 4 許可の有効期間を長期化してほしい
- 5 その他〔具体的に〕

- 1 参加して求人情報を提供している（一般参加）
- 2 参加しているが、事業内容の紹介等をしているのみで求人情報は提供していない（特定参加）
- 3 参加していないが、ホームページを閲覧している
- 4 利用していない

問8 職業紹介事業に関して、国への要望（あてはまるものすべてに○）

- 1 悪質業者に対する取締りの強化
- 2 苦情やトラブルが起こった時の相談窓口の設置等の対応の充実
- 3 行政による職業紹介制度の周知の徹底
- 4 民間職業紹介機関の求職者への周知
- 5 労働市場や雇用に関する情報の積極的な提供
- 6 しごと情報ネットの一層の機能強化
- 7 国の業務の委託等による民間職業紹介機関の活用
- 8 求職者に対する教育訓練等の支援の充実
- 9 その他〔具体的に]
- 10 特に希望するものはない

御協力ありがとうございました。

職業紹介事業実態調査調査票（案）
（求人企業用）

平成17年 月
厚生労働省

調査にあたって

- 1 この調査は職業紹介事業の実態を把握するためのものであり、統計以外の目的に使用したり、事業所にかかる秘密を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを御記入いただきますようお願いいたします。
- 2 それぞれの項目について、該当する選択肢の番号を○で囲むか、必要な数値を記入してください。
なお、選択肢は特に断わりのない場合は、1つに○を付けてください。
また、〔 〕内は文章の記入欄となります。できるだけ具体的に記入してください。
- 3 記入が終わりましたら、同封の封筒（切手不要）で、平成17年 月 日（ ）までに御返送ください。
- 4 調査について御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

（連絡先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省職業安定局需給調整事業課
TEL 03-5253-1111

【用語の定義】

常用労働者：次の①から③までのいずれかに該当する労働者です。

- ① 期間の定めなく雇用されている者
- ② 一定の期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が事実上反復継続されて①と同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者
- ③ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者

問1 事業所の属性についてお答えください。

(1) 貴事業所の所在地

- | | | | | |
|--------|---------|---------|--------|---------|
| 1 北海道 | 11 埼玉県 | 21 岐阜県 | 31 鳥取県 | 41 佐賀県 |
| 2 青森県 | 12 千葉県 | 22 静岡県 | 32 島根県 | 42 長崎県 |
| 3 岩手県 | 13 東京都 | 23 愛知県 | 33 岡山県 | 43 熊本県 |
| 4 宮城県 | 14 神奈川県 | 24 三重県 | 34 広島県 | 44 大分県 |
| 5 秋田県 | 15 新潟県 | 25 滋賀県 | 35 山口県 | 45 宮崎県 |
| 6 山形県 | 16 富山県 | 26 京都府 | 36 徳島県 | 46 鹿児島県 |
| 7 福島県 | 17 石川県 | 27 大阪府 | 37 香川県 | 47 沖縄県 |
| 8 茨城県 | 18 福井県 | 28 兵庫県 | 38 愛媛県 | |
| 9 栃木県 | 19 山梨県 | 29 奈良県 | 39 高知県 | |
| 10 群馬県 | 20 長野県 | 30 和歌山県 | 40 福岡県 | |

(2) 平成17年9月1日現在の従業員数

(ア) 貴事業所

常用労働者（パート等を除きます） 人（うち女性 人）

パート・アルバイト・臨時等 人（うち女性 人）

(イ) 貴社全体の常用労働者 人（うち女性 人）

(3) 貴事業所の業種（主なもの1つに○）

- | | | |
|-----------------|-------------|--------------|
| 1 農林水産業 | 8 卸・小売業 | 15 広告業 |
| 2 建設業 | 9 金融・保険業 | 16 建物サービス業 |
| 3 製造業 | 10 不動産業 | 17 病院・診療所 |
| 4 電気・ガス・水道・熱供給業 | 11 旅館・ホテル | 18 その他のサービス業 |
| 5 運輸業 | 12 映画制作・配給業 | 19 社団・財団 |
| 6 旅行業 | 13 放送業 | 20 官公庁・公団 |
| 7 通信業 | 14 情報サービス業 | 21 その他 |
| | | [具体的に] |

問2 民間職業紹介事業者に支払う手数料等についてお答えください。

- (1) 貴事業所が民間の職業紹介事業者を利用する場合に、求人を出している職種は大きく分けると次のどちらになりますか。

1 ホワイトカラー系の職業	2 家政婦、調理士等の 非ホワイトカラー系職業
(2) 民間職業紹介事業者に支払う平均手数料率 年収の . %	(4) 民間職業紹介事業者に支払う平均手数料率 1ヵ月あたり、 賃金の . %
(3) 実際に民間職業紹介事業者に支払う 手数料の1件当たりの平均額 万円	

- (5) 現行では求職者からの手数料徴収が原則禁止されているため、求人者が手数料を負担していますが、求職者も手数料を負担すべきと思いますか。

- 1 求職者からも手数料を徴収すべき
- 2 一定の条件があれば求職者からも手数料を徴収すべき
- 3 求職者からは手数料を徴収すべきでない
- 4 どちらでもよい

- (6) (5)で1または2を選択された方におききます
求職者から手数料徴収ができるメリットは何だと考えますか

- 1 求人者の負担が減り、有料職業紹介事業を利用しやすくなる
- 2 求職意欲に富む求職者が紹介されやすくなる
- 3 とくにメリットはない
- 4 その他 []

- (7) (5)で3を選択された方におききます
求職者から手数料徴収ができるデメリットは何だと考えますか

- 1 能力を持った求職者が有料職業紹介事業を利用しなくなるおそれがある
- 2 特にデメリットはない
- 3 その他 []

問3 民間職業紹介機関等の利用理由等についてお答えください。

(1) 民間職業紹介機関を利用する理由（あてはまるものすべてに○）

- 1 希望する能力を持った求職者を採用できる
- 2 迅速に求職者を確保することができる
- 3 多くの求職者からの応募が期待できる
- 4 採用に係るコストが安い
- 5 職業に就くために必要な教育訓練が充実している
- 6 職業適性検査など付加的なサービスが充実している
- 7 きめ細かなサービスが受けられる
- 8 その他〔具体的に 〕

(2) 民間職業紹介機関以外で、従業員採用に当たり利用している採用方法

	よく 利用する	たまに 利用する	利用しない
(ア) 求人情報誌	→ 1	2	3
(イ) 新聞広告	→ 1	2	3
(ウ) インターネットの求人情報	→ 1	2	3
(エ) 委託募集（注）	→ 1	2	3
(オ) その他〔具体的に 〕	→ 1	2	3

（注）委託募集…職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て又は届出をして被用者以外の者を労働者の募集に従事させることをいいます。

(3) 民間職業紹介機関以外の利用理由（(2)で「よく利用する」「たまに利用する」と回答したものについてお答えください）（それぞれ主なもの2つまでに○）

	希望する能力 を持った求職 者を採用でき る	迅速に求職者 を確保するこ とができる	多くの求職者 からの応募が 期待できる	採用に係るコ ストが安い	その他 〔具体的に 〕
(ア) 求人情報誌 →	1	2	3	4	5 []
(イ) 新聞広告 →	1	2	3	4	5 []
(ウ) インターネット の求人情報 →	1	2	3	4	5 []
(エ) 委託募集 →	1	2	3	4	5 []
(オ) その他 →	1	2	3	4	5 []

1 よく利用する 2 たまに利用する 3 利用しない

1 よく利用する 2 たまに利用する 3 利用しない

- 1 民間の職業紹介機関の充実及び積極的活用（規制改革の徹底）
- 2 公共職業安定所による求人者サービスの充実
- 3 行政による求職者に対する能力開発の充実
- 4 悪質な職業紹介事業者等に対する取締りの強化
- 5 苦情やトラブルが起こった時の相談窓口の設置等の充実
- 6 労働市場や雇用に関する情報の積極的な提供
- 7 職業紹介事業制度の周知の徹底
- 8 その他〔具体的に 〕
- 9 特に希望するものはない

5

職業紹介事業実態調査調査票（案）
（求職者用）

平成17年 月
厚生労働省

調査にあたって

- 1 この調査は職業紹介事業の実態を把握するためのものであり、統計以外の目的に使用したり、個人にかかる秘密を他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままを御記入いただきますようお願いいたします。
- 2 それぞれの項目について、該当する選択肢の番号を○で囲むか、必要な数値を記入してください。
なお、選択肢は特に断わりのない場合は、1つに○を付けてください。
また、〔 〕内は文章の記入欄となります。できるだけ具体的に記入してください。
- 3 記入が終わりましたら、同封の封筒（切手不要）で、平成17年 月 日（ ）までに御返送ください。
- 4 調査について御不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

（連絡先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
厚生労働省職業安定局需給調整事業課
TEL 03-5253-1111

問1 あなた自身についてお答えください。

(1) お住まいの都道府県

- | | | | | |
|--------|---------|---------|--------|---------|
| 1 北海道 | 11 埼玉県 | 21 岐阜県 | 31 鳥取県 | 41 佐賀県 |
| 2 青森県 | 12 千葉県 | 22 静岡県 | 32 島根県 | 42 長崎県 |
| 3 岩手県 | 13 東京都 | 23 愛知県 | 33 岡山県 | 43 熊本県 |
| 4 宮城県 | 14 神奈川県 | 24 三重県 | 34 広島県 | 44 大分県 |
| 5 秋田県 | 15 新潟県 | 25 滋賀県 | 35 山口県 | 45 宮崎県 |
| 6 山形県 | 16 富山県 | 26 京都府 | 36 徳島県 | 46 鹿児島県 |
| 7 福島県 | 17 石川県 | 27 大阪府 | 37 香川県 | 47 沖縄県 |
| 8 茨城県 | 18 福井県 | 28 兵庫県 | 38 愛媛県 | |
| 9 栃木県 | 19 山梨県 | 29 奈良県 | 39 高知県 | |
| 10 群馬県 | 20 長野県 | 30 和歌山県 | 40 福岡県 | |

(2) 性別

1 女性

2 男性

(3) 年齢

歳

(ア) 業種

- (1) 職業

- (ウ) 役職等（世間的に近いものを選んでください。）

- 1 部長以上クラス
2 課長クラス
3 係長クラス
4 役職なし

(工) 年収 (税込み)

約				万円
---	--	--	--	----

(5) 求職活動の状況

(ア) 現在の状況

- 1 求職活動をしていない（就職先が決まった） 2 求職活動中

(イ) (ア)で求職活動中と答えた方)

- 1 在職したまま仕事を探している
2 会社をやめて仕事を探している

(ウ) 求職活動期間

--

 カ月

(エ) 希望する年収（税込み）

約

--	--	--	--

 万円

(オ) 希望する職種

- 1 前職と同じ職種を希望 2 前職以外の職種でもよい

(6) 職業紹介の状況

(ア) 民間職業紹介機関から紹介を受けたことの有無

1 紹介を受けたことがある



2 紹介を受けたことはない

→ (問2へお進みください)

(イ) 今までに民間職業紹介機関から紹介を受けた件数

--

 件

(ウ) 紹介を受けた時期（直近のもの）（年月を記入してください。）

- 1 昭和

--	--

 年

--	--

 月
- 2 平成

--	--

 年

--	--

 月

(エ) 紹介されて就職した職業の年収（税込み）（就職が決まっていない方は紹介されたもののうち最も高いものをお答えください。）

約

--	--	--	--

 万円

問2 民間職業紹介機関の利用理由等についてお答えください。

(1) 民間職業紹介機関を利用する理由（あてはまるものすべてに○）

- 1 求人企業の情報が詳しい
2 求人件数が多い
3 希望に合った求人企業を紹介してもらえる
4 就職後のサービスが充実している
5 苦情やトラブルに丁寧に対応してもらえる
6 その他〔具体的に _____ 〕

(2) 公共職業安定所（ハローワーク）の利用

- 1 よく利用する 2 たまに利用する 3 利用しない

(3) 特別の法人等（地方公共団体、商工会議所等）による無料職業紹介の利用

- 1 よく利用する 2 たまに利用する 3 利用しない

問3 紹介手数料についての考え方をお答えください。

(1) 民間職業紹介事業者が提供するサービスに対し、自分が手数料を支払うことについての考え方

- 1 サービスを受けたのであれば手数料を払うのは当然
- 2 よりよいサービスが受けられるなら手数料を払ってもよい
- 3 就職が決まってからなら一定の手数料は払ってもよい
- 4 従来と同じサービスしか受けられないのであれば手数料は払いたくない
- 5 求人者負担を減らすためならば手数料は払いたくない
- 6 生活が苦しくなるので払いたくない
- 7 どちらでもよい

(2) (1)で、1、2、3を選んだ方にお聞きします。

求職者から手数料徴収ができるメリットは何だと考えますか

- 1 求人者の負担が減ることにより、求人者が有料職業紹介を利用する
2 特にメリットはない
3 その他 []

(3) (1)で4、5、6を選んだ方にお聞きします。

求職者から手数料徴収ができるデメリットは何だと考えますか

- 1 お金がある人のみしか有料職業紹介を利用できなくなる
2 特にデメリットはない
3 その他 []

問4 民間職業紹介機関の業務の状況についてお答えください。

- (1) 過去1年間、民間の職業紹介事業について、苦情を申し出たことや不満を感じたことはありますか。

1 有

2 無 → (問5へお進みください)



- (2) 過去1年間、民間の職業紹介事業について、次のようなことについて苦情を申し出たことや不満を感じたことがありますか。

(それぞれについて、あてはまるものすべてに○)

	申し出た 苦情 ↓	感じた 不満 ↓
1 職業紹介機関から聞いていた賃金と実際の賃金が違う	1	1
2 職業紹介機関から聞いていた仕事内容と実際の仕事内容が違う	2	2
3 職業紹介機関から聞いていた労働条件(1, 2を除く。)と実際の条件が違う	3	3
4 個人情報適切に管理されていない	4	4
5 求人企業を紹介してもらえない	5	5
6 その他〔具体的に	6	6

- (3) 苦情の申し出先(苦情を申し出たことがない方は、申し出る場合についてお答えください。)

- 1 職業紹介会社 3 公共職業安定所又は都道府県労働局
2 求人企業 4 その他〔具体的に

- (4) 苦情・不満の発生原因

- 1 主に職業紹介所にある
2 主に紹介された求人企業にある
3 いずれともいえない

- (5) 苦情の解決状況(苦情を申し出たことがない方は問5へ進んでください。)

- 1 すべて解決した→(問5に進んでください)
2 おおむね解決した
3 あまり解決していない
4 まったく解決していない
5 取り合ってもらえない

- (6) 解決にいたらない理由(あてはまるものすべてに○)

- 1 職業紹介所が問題解決に消極的である
2 職業紹介責任者が問題解決に消極的である
3 紹介された求人企業が問題解決に消極的である
4 その他〔具体的に

問5 政府等に対する要望（あてはまるものすべてに○）

- 1 民間の職業紹介機関の充実及び積極的活用（規制改革の徹底）
2 公共職業安定所による求職者サービスの充実
3 能力開発の充実
4 悪質な職業紹介事業者に対する取締りの強化
5 苦情やトラブルが起こった時の相談窓口の設置等の充実
6 労働市場や雇用に関する情報の積極的な提供
7 行政による職業紹介事業制度の周知の徹底
8 その他〔具体的に〕
9 特に希望するものはない

御協力ありがとうございました。